

令和 3 年 6 月 25 日

令和 3 年広島県議会 6 月定例会議案 (その 2)

広 島 県

## 令和三年広島県議会六月定例会議案目次（その二）

県第五十七号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例	一
県第五十八号	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	八
県第五十九号	広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例	一一
県第六十号	広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例	一六
県第六十一号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	一八
県第六十二号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	二一
県第六十三号	広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	二三
県第六十四号	知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例	四四
県第六十五号	広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例	四六
県第六十六号	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例	五三
県第六十七号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	五八
県第六十八号	広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	六五
県第六十九号	生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	六八
県第七十号	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	七二
県第七十一号	広島県新動物愛護センター施設整備事業における特定事業に係る契約の締結について	八三
県第七十二号	財産の取得について	八五

## 県第五十七号議案

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における  
県税の課税免除に関する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
に規定する産業振興促進区域における県税の課税  
免除に関する条例案

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
に規定する産業振興促進区域における県税の課税  
免除に関する条例

### (目的)

第一条 この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において、特別償却設備の取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に係る県税の課税免除につき、広島県条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の特例を定めることを目的とする。

### (用語)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公示日 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第二項及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）附則第四条第一項の規定による公示の日をいう。
- 二 過疎地域の区域 次に掲げる区域をいう。
  - イ 法第二条第一項に規定する過疎地域の区域及び法第四十一条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域
  - ロ 法第三条第一項の規定及び法第四十一条第三項の規定により準用される同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域
- 三 特定市町の区域 法附則第七条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域をいう。
- 四 市町計画 法第八条第一項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画をいう。
- 五 産業振興促進区域 法第八条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域をいう。

六 特別償却設備 市町計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。

イ 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。） 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が五千万円超一億円以下である法人が行うものにあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人が行うものにあつては二千万円とする。）

ロ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（法第二十三条に規定するものをいう。） 五百万円

七 取得等 法第二十三条に規定する取得等（資本金の額等が五千万円超である法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をいう。

（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）

第三条 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以後三か年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が当該特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以後三か年度のものに限る。

一 事業税 取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該特別償却設備に係るものとして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）第二条の規定により計算した額に対して課すべき事業税の額

二 不動産取得税 取得等をした特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課すべき不動産取得税の額

三 固定資産税 取得等をした特別償却設備のうち償却資産（公示日以後において取得したものに限る。）に対して課すべき固定資産税の額

2 公示日から令和六年三月三十一日までの間に、過疎地域の区域又は特定市町の区域のうち市町計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計（以下「自

家労力による稼働日数」という。)がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものに対しては、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以後五か年度のものに限る。

3 前二項の規定は、第一項又は前項に規定する者が、広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)及び大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)その他の規則で定める公害の防止に関する法令(以下「公害関係法令」と総称する。)の規定による届出若しくは報告に関し虚偽の届出若しくは報告をした場合、公害関係法令の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、公害関係法令の規定による排出基準に適合しないばい煙を排出し、若しくは排水基準に適合しない排水を排出した場合又は公害関係法令の規定による勧告に従わず、若しくは命令に違反した場合には、次の各号に掲げる税目につき、当該各号に定める額については、適用しない。

一 事業税 公害関係法令の規定に違反する事実が発生した日の属する年若しくは事業年度分又は公害関係法令の規定に違反する事実が継続する期間の全部若しくは一部を含む年若しくは事業年度分に係る第一項第一号又は前項の事業税の額

二 不動産取得税 第一項第二号の不動産取得税の額

三 固定資産税 公害関係法令の規定に違反する事実が発生した日の属する年度分又は公害関係法令の規定に違反する事実が継続する期間の全部若しくは一部を含む年度分に係る第一項第三号の固定資産税の額

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号。以下「離島条例」という。)第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

5 第二項の規定は、同項に規定する者が、離島条例第二条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。

(課税免除の申請)

第四条 前条第一項の規定により課税免除を受けようとする者は、取得等をした特別償却設備を事業の用に供した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 課税免除を受けようとする者の住所及び氏名又は名称

- 二 課税免除を受けようとする税目及び年度
  - 三 取得等をした特別償却設備の名称及び所在
  - 四 前号の特別償却設備を事業の用に供した年月日
  - 五 第三号の特別償却設備に係る固定資産の取得価額
- 2 事業税について前条第一項第一号の規定により課税免除を受けようとする者は、前項の申請書を提出するほか、当該事業税の申告期限までに、同号の規定により課税免除される事業税額及びその算出基礎について知事に申告しなければならない。
- 3 前条第二項の規定により課税免除を受けようとする者は、毎年度、個人の事業税の申告期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 課税免除を受けようとする者の住所及び氏名
  - 二 当該年における延べ労働日数及び自家労力による稼働日数
- （知事への委任）
- 第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。
- （申請期限等の特例）
- 2 市町計画が定められた日から三十日を経過する日以前に、第四条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの期限は市町計画が定められた日から三十日以内とする。
- （この条例の失効）
- 3 この条例は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

- （半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）
- 4 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、<u>離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例</u>（平成五年広島県条例第十九号）第一条第</p>	<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税）</p> <p>第二条（略）</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、<u>低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例</u>（昭和三十八年広島県条例第十六号）<u>第二条第一項若しくは過</u></p>

一項、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第 号）第三条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号）第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（以下この項において「新半島条例」という。）第二条第三項の規定は、令和三年四月一日以後に新半島条例第一条に規定する特別償却設備（以下この項において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

6 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。）第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年広島県条例第 号。以下「過疎条例」という。）第三条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（昭和六十二年広島県条例第一号）第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適</p>	<p>（事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年広島県条例第十六号）第二条第一項、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号。以下「過疎条例」という。）第二条第一項又は農村地域工業等導入指定地区における県税の課税免除に関する条例（昭和四十七年広島県条例第五十六号）第二条第一項の規定により課税免除された場合には、適用しない。</p>

用しない。  
5 第二項の規定は、同項に規定する者が、過疎条例第三条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。

5 第二項の規定は、同項に規定する者が、過疎条例第二条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新離島条例」という。)第二条第四項の規定は、令和三年四月一日以後に新離島条例第一条に規定する特別償却設備(以下この項において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

8 新離島条例第二条第二項の規定は、同項に規定する者が、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効後の経過措置を定める規則(令和三年広島県規則第四十九号)第二条の規定によりなお効力を有することとされている畜産業又は水産業を行った個人に係る県税につき課税免除された場合には、適用しない。

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

9 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二條 (事業税及び不動産取得税の課税免除)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第 号)第三条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>	<p>第二條 (事業税及び不動産取得税の課税免除)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する事業者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>



(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、同法に規定する産業振興促進区域内において、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除を行うため、この条例案を提出する。

県第五十八号議案

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する  
 条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案  
 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法  
 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県中山間地域振興条例の一部改正)

第一条 広島県中山間地域振興条例(平成二十五年広島県条例第四十四号)の一部を次の  
 ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(定義)            第二条 (略)            一―三 (略)            四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条            第一項に規定する過疎地域(同法第三条第一            項、第四十一条第一項及び第四十一条第            三項の規定により準用される同条第一項の            規定により過疎地域とみなされる区域を含            む。)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(定義)            第二条 (略)            一―三 (略)            四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二            年法律第十五号)第二条第一項に規定する            過疎地域(同法第三十二条各項の規定によ            り過疎地域とみなされる地域を含む。)</p>

(広島県県営住宅設置、整備及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例(平成九年広島県条例第十三号)の一部  
 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
 に改正する。

改正後	改正前
<p>1―6 (略)</p> <p>7 当分の間、<u>過疎地域の持続的発展の支援に            関する特別措置法(令和三年法律第十九号)</u></p>	<p>1―6 (略)</p> <p>7 当分の間、<u>過疎地域自立促進特別措置法(平            成十二年法律第十五号)第二条第一項に規</u></p>

附則

附則

第二条第一項に規定する過疎地域その他の令  
附則第七項に規定する地域内の公営住宅に係  
る第六条の規定の適用については、当該公営  
住宅の入居者が、現に同居親族がない場合に  
おいても、同条第一項第一号の条件を具備す  
る者とみなす。

8・9 (略)

定する過疎地域その他の令附則第七項に規定  
する地域内の公営住宅に係る第六条の規定の  
適用については、当該公営住宅の入居者が、  
現に同居親族がない場合においても、同条第  
一項第一号の条件を具備する者とみなす。

8・9 (略)

#### 附 則

##### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の広島県中山間地域振興条  
例及び広島県営住宅設置、整備及び管理条例の規定は、令和三年四月一日から適用す  
る。

##### (経過措置)

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)附則第七  
条第一項の規定により特定市町村(同法附則第五条に規定するものをいう。)の区域と  
みなされる区域については、この条例による改正後の広島県中山間地域振興条例第二条  
の規定にかかわらず、令和三年度から令和八年度までの間、中山間地域とみなす。

(提案理由)

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第五十九号議案

広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例案

広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例

(広島県防災対策基本条例の一部改正)

第一条 広島県防災対策基本条例(平成二十一年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。</p> <p>しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大形化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。</p> <p>特に、全国で最多の土砂災害警戒区域等を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。</p> <p>ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。</p> <p>しかし、近年、大規模な地震発生 of 切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大形化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。</p> <p>特に、全国で最多の土砂災害危険箇所を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることも想定される。このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。</p> <p>ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。</p>

(定義)  
第二条 (略)

一―四 (略)  
五 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者をいう。

六 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

七 (略)  
八 避難情報 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、要配慮者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第十三条 避難行動要支援者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

(避難行動要支援者の支援等)

第十九条 自主防災組織は、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するように努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した避難行動要支援者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

3 自主防災組織は、避難行動要支援者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

(避難情報への対応の準備)

第二十条 自主防災組織は、避難情報が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及び

(定義)  
第二条 (略)

一―四 (略)  
五 災害時要援護者 災害時の避難行動等において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。

六 (略)

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、災害時要援護者への支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(災害時要援護者からの情報の提供)

第十三条 災害時要援護者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

(災害時要援護者の支援等)

第十九条 自主防災組織は、災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため、市町、民生委員児童委員（民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員をいう。第四十三条において同じ。）等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するように努めるものとする。

2 自主防災組織は、前項の規定により把握した災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し、当該情報を適正に管理するものとする。

3 自主防災組織は、災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

(避難勧告等への対応の準備)

第二十条 自主防災組織は、避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう、あらかじめ市町と役割分担について協議し、及

構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

（避難行動要支援者の支援体制の整備）

第二十七条 市町は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その他の関係機関と連携し、避難行動要支援者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（要配慮者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。

3 （略）

（医療救護体制の整備）

第三十条 （略）

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

（避難の実施）

第二十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難情報の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。

2 避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難情報が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

（災害時要援護者の支援体制の整備）

第二十七条 市町は、災害時要援護者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会（民生委員法第二十条第一項に規定する民生委員協議会をいう。）その他の関係機関と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所（災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。）を確保するよう努めるものとする。

3 （略）

（医療救護体制の整備）

第三十条 （略）

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

（避難の実施）

第二十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第十八条第二項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難勧告等の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。

2 避難場所を利用する者は、第二十九条第二項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

（広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部改正）

第二条 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成二十七年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(定義) 第二条 (略) 一―四 (略) 五 避難情報 広島県防災対策基本条例第二 条第八号に規定する避難情報をいう。	(定義) 第二条 (略) 一―四 (略)

(災害発生危険性の察知する取組)  
第十条 (略)  
一 (略)  
二 避難情報等の情報  
2 (略)

(災害発生危険性の察知する取組)  
第十条 (略)  
一 (略)  
二 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の  
情報  
2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(提案理由)

災害対策基本法の一部が改正されたことなどを踏まえ、避難情報に関する規定を見直すなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

## 県第六十号議案

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例案 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保有個人情報の提供先への通知） 第二十八条（略） 2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>（保有個人情報の提供先への通知） 第二十八条（略） 2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。）に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。</p>

#### 附 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、情報提供等記録の訂正の実施をした場合における手続について、必要な規定を整理するため、この条例案を提出する。

県第六十一号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円（当該作業が警戒区域等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（人事委員会がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）で行われた場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p> <p>三（略）</p> <p>附則</p> <p>1-11（略）</p> <p>12 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給す</p>	<p>第五十一条（災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 前項第二号に掲げる作業 八百四十円（当該作業が警戒区域等（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを勧告され、若しくは指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域（人事委員会がこれに準ずると認める区域を含む。）をいう。）で行われた場合にあつては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）</p> <p>三（略）</p> <p>附則</p> <p>1-11（略）</p> <p>12 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。</p>

13  
しない。  
(略)

13  
(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当等について、必要な規定を整理するため、この条例案を提出する。

県第六十二号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（令和二年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、令和三年八月一日から令和三年十一月二十八日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額は、令和三年一月一日から令和三年六月三十日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(提案理由)

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、この条例案を提出する。



県第六十二号議案

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
家畜伝染病予防法(一条第三項において昭和二十六年)の規定による投薬法律第百六十の交付	(略)	(略)	家畜伝染病予防法(一条第三項において昭和二十六年)の規定による投薬法律第百六十の交付	(略)	(略)
動物用生物学上の許可に係る動物的製剤管理手続	(略)	豚熱予防液	動物用生物学上の許可に係る動物的製剤管理手続	(略)	豚熱予防液
動物用生物学上の許可に係る動物的製剤管理手続	(略)	〇円	動物用生物学上の許可に係る動物的製剤管理手続	(略)	七〇円

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)	別表(第二条関係)
法律名	事務の区分	手数料の名称	法律名	事務の区分	手数料の名称
医薬品、医療機器等の規定による第一種医薬品製造販売業許可申請手数料	(略)	一五〇、〇〇〇円	医薬品、医療機器等の規定による第一種医薬品製造販売業許可申請手数料	(略)	一四九、八〇〇円
医薬品、医療機器等の規定による第一種医薬品製造販売業許可申請手数料	(略)	〇〇〇円	医薬品、医療機器等の規定による第一種医薬品製造販売業許可申請手数料	(略)	八〇〇円

<p>確保等請に対する審査</p> <p>法第十二条第一項の製造販売業許可申請手数料</p> <p>八〇〇円</p>	<p>以下この項において「法」という。</p> <p>法第十二条第一項の製造販売業許可（販売業許可申請手数料）の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「令」という。）</p> <p>（第十二条第二項に規定する医薬部外品が含まれるものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>法第十二条第一項の製造販売業許可（造販業許可申請手数料）</p> <p>五八、九〇〇円</p>	<p>法第十二条第一項の製造販売業許可（化粧品製造販売業許可申請手数料）</p> <p>五八、九〇〇円</p>	<p>法第十二条第四項の規定による第一種医薬品製造販売業許可（薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可を除く。）の更新の申請に対する審査</p> <p>（略）</p>	<p>法第十二条第四項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の更新の申請に対する審査</p> <p>（略）</p>	<p>法第十二条第四項の規定による医薬部外品製造販売業許可（令第二十条第二項に規定する医薬部外品が含まれるものに限る。）の更新の申請</p> <p>（略）</p>
--	--	--	---	--	---	---

<p>確保等請に対する審査</p> <p>法第十二条第一項の製造販売業許可申請手数料</p> <p>六〇〇円</p>	<p>以下この項において「法」という。</p> <p>法第十二条第一項の製造販売業許可（販売業許可申請手数料）の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この項において「令」という。）</p> <p>（第十二条第二項に規定する医薬部外品が含まれるものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>法第十二条第一項の製造販売業許可（造販業許可申請手数料）</p> <p>五八、八〇〇円</p>	<p>法第十二条第一項の製造販売業許可（化粧品製造販売業許可申請手数料）</p> <p>五八、八〇〇円</p>	<p>法第十二条第二項の規定による第一種医薬品製造販売業許可（薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可を除く。）の更新の申請に対する審査</p> <p>（略）</p>	<p>法第十二条第二項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の更新の申請に対する審査</p> <p>（略）</p>	<p>法第十二条第二項の規定による医薬部外品製造販売業許可（令第二十条第二項に規定する医薬部外品が含まれるものに限る。）の更新の申請</p> <p>（略）</p>
--	--	--	---	--	---	---



<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第一号の規定に よる医薬品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第二号の規定に よる化粧品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第三号の規定に よる医薬品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第四号の規定に よる医薬品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第四項の 規定による薬局製造 販売医薬品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第一号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の更新の申 請に対する審査</p>	<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第二号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の更新の申 請に対する審査</p>	<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第三号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の更新の申 請に対する審査</p>	<p>法第十三条第四項及 び省令第二十五条第 一項第四号の規定に よる化粧品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第八項及 び省令第二十五条第 一項第三号の規定に よる医薬品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請</p>	<p>製造業許可申 請手数料</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------	------------	------------

<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第一号の規定に よる化粧品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第二号の規定に よる化粧品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第三号の規定に よる医薬品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第四号の規定に よる医薬品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第三項の 規定による薬局製造 販売医薬品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第一号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の更新の申 請に対する審査</p>	<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第二号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の更新の申 請に対する審査</p>	<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第三号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の更新の申 請に対する審査</p>	<p>法第十三条第三項及 び省令第二十六条第 一項第四号の規定に よる化粧品製造業の 許可の更新の申請に 対する審査</p>	<p>法第十三条第六項及 び省令第二十六条第 一項第三号の規定に よる医薬品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請</p>	<p>製造業許可申 請手数料</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------------	------------	------------

法第十三条第八項及 び省令第二十五条第 一項第四号の規定に よる医薬品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第八項及 び省令第二十五条第 一項第五号の規定に よる医薬品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第八項及 び省令第二十五条第 二項第一号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の区分の変 更又は追加の許可の 申請に対する審査	無菌医薬部外 品製造業許可 区分の変更又 は追加の許可 申請手数料	三九、三〇〇円	
法第十三条第八項及 び省令第二十五条第 二項第二号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の区分の変 更又は追加の許可の 申請に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第八項及 び省令第二十五条第 二項第三号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の区分の変 更又は追加の許可の 申請に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第八項及 び省令第二十五条第 三項第一号の規定に よる化粧品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第二の二 第一項の規定による 医薬品保管製造所 （保管のみを行う製 造所をいう。以下こ の項において同じ。） の登録の申請に対 する審査	医薬品保管製 造所登録申請 手数料	三八、一〇〇円	
法第十三条第二の二 第一項の規定による 医薬部外品保 管製造所登録 申請手数料		三一、二〇〇円	
法第十三条第二の二 の登録の申請に対 する審査		三一、二〇〇円	

法第十三条第六項及 び省令第二十六条第 一項第四号の規定に よる医薬品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第六項及 び省令第二十六条第 一項第五号の規定に よる医薬品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第六項及 び省令第二十六条第 二項第一号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の区分の変 更又は追加の許可の 申請に対する審査	無菌医薬部外 品製造業許可 区分の変更又 は追加の許可 申請手数料	三九、二〇〇円	
法第十三条第六項及 び省令第二十六条第 二項第二号の規定に よる医薬部外品製造 業の許可の区分の変 更又は追加の許可の 申請に対する審査	(略)	(略)	
法第十三条第六項及 び省令第二十六条第 三項第一号の規定に よる化粧品製造業の 許可の区分の変更又 は追加の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	

第一項の規定による 化粧品製造所の 登録の申請に対す る審査	造所登録申請 手数料				
法第十三条の二の二 第四項の規定による 医薬品の保管製造所 の登録の更新の申請 に対する審査	医薬品保管製 造所登録の更 新申請手数料			三、一〇〇円	
法第十三条の二の二 第四項の規定による 医薬部外品の保管製 造所の登録の更新の 申請に対する審査	医薬部外品保 管製造所登録 の更新申請手 数料			三、〇〇〇円	
法第十三条の二の二 第四項の規定による 化粧品保管製造所 の登録の更新の申請 に対する審査	化粧品保管製 造所登録の更 新申請手数料			二、〇〇〇円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第十四条第一項及 び令第八十条第二項 第五号の規定による 日本薬局方に収めら れている医薬品の製 造販売の承認の申請 に対する審査	日本薬局方に 収められてい る医薬品の製 造販売の承認 申請手数料			五三、二〇〇円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第十四条第一項の 承認を受けようとする 場合における同条 第七項(同条第十五 項において準用する 場合を含む。)及び 省令第二十五条第一 項第四号の規定によ る医薬品の適合性調 査の申請に対する審 査	無菌医薬品適 合性調査申請 手数料(承認 を受けようとする とき)			七〇、一〇〇円	
法第十四条第一項の 承認を受けようとする 場合における同条 第七項(同条第十五 項において準用する 場合を含む。)及び 省令第二十五条第一 項第四号の規定によ る医薬品の適合性調 査の申請に対する審 査	一般医薬品適 合性調査申請 手数料(承認 を受けようとする とき)			三六、五〇〇円	
法第十四条第一項の 承認を受けようとする 場合における同条 第七項(同条第十五 項において準用する 場合を含む。)及び 省令第二十五条第一 項第五号の規定によ る医薬品の適合性調 査の申請に対する審 査	包装等医薬品 適合性調査申 請手数料(承認 を受けようとする とき)			一六、六〇〇円	

法第十四条第一項及 び令第八十条第二項 第五号の規定による 日本薬局方に収めら れている医薬品の製 造販売の承認の申請 に対する審査	日本薬局方に 収められてい る医薬品の製 造販売の承認 申請手数料			五三、二〇〇円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法第十四条第一項の 承認を受けようとする 場合における同条 第七項(同条第十三 項において準用する 場合を含む。)及び 省令第二十六条第一 項第四号の規定によ る医薬品の適合性調 査の申請に対する審 査	無菌医薬品適 合性調査申請 手数料(承認 を受けようとする とき)			四八、七〇〇円	
法第十四条第一項の 承認を受けようとする 場合における同条 第七項(同条第十三 項において準用する 場合を含む。)及び 省令第二十六条第一 項第四号の規定によ る医薬品の適合性調 査の申請に対する審 査	一般医薬品適 合性調査申請 手数料(承認 を受けようとする とき)			二八、七〇〇円	
法第十四条第一項の 承認を受けようとする 場合における同条 第七項(同条第十三 項において準用する 場合を含む。)及び 省令第二十六条第一 項第五号の規定によ る医薬品の適合性調 査の申請に対する審 査	包装等医薬品 適合性調査申 請手数料(承認 を受けようとする とき)			一三、二〇〇円	

法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定による保管製造所の医薬品の適合性調査の申請に対する審査	保管製造所医薬品適合性調査申請手数料(承認を受けようとするとき)	一六、六〇〇円
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項及び省令第二十五条第一項第三号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	無菌医薬品適合性調査申請手数料(承認の取得後)	一二七、九〇〇円と三、〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項及び省令第二十五条第一項第三号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	一般医薬品適合性調査申請手数料(承認の取得後)	一〇四、〇〇〇円と一、五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項及び省令第二十五条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	包装等医薬品適合性調査申請手数料(承認の取得後)	五五、二〇〇円と五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項の規定による保管製造所の医薬品の適合性調査の申請に対する審査	保管製造所医薬品適合性調査申請手数料(承認の取得後)	五五、二〇〇円と五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第九項及び省令第二十五条第一項第四号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	一般医薬品適合性調査申請手数料(必要時)	一〇四、〇〇〇円と一、五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第九項及び省令第二十五条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	包装等医薬品適合性調査申請手数料(必要時)	五五、二〇〇円と五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第九項の規定による保管製造所の医薬品の適合性調査の申請に対する審査	保管製造所医薬品適合性調査申請手数料(必要時)	五五、二〇〇円と五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額

法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項及び省令第二十六条第一項第三号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	無菌医薬品適合性調査申請手数料(承認の取得後)	一〇四、〇〇〇円と二、一〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項及び省令第二十六条第一項第四号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	一般医薬品適合性調査申請手数料(承認の取得後)	七二、八〇〇円と二、〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項及び省令第二十六条第一項第五号の規定による医薬品の適合性調査の申請に対する審査	包装等医薬品適合性調査申請手数料(承認の取得後)	三九、二〇〇円と三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額







法第十四条第一項の承認の取得後における同条第九項の規定による保管製造所の医薬部外品の適合性調査の申請に対する審査	無菌医薬部外品適合性確認（申請手数料） 二、第三項及び省令第一号の規定による医薬部外品の適合性確認（申請手数料）	三九、三〇〇円 と三〇〇円に調査に係る品目数に乗じて得た額との合計額
法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二、第三項及び省令第一号の規定による医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査	一般医薬部外品適合性確認（申請手数料） 二、第三項及び省令第一号の規定による医薬部外品の適合性確認（申請手数料）	二八、七〇〇円
法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二、第三項及び省令第一号の規定による医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査	包装等医薬部外品適合性確認（申請手数料） 二、第三項及び省令第一号の規定による医薬部外品の適合性確認（申請手数料）	一三、三〇〇円
法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二、第三項及び省令第一号の規定による医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査	保管製造所医薬部外品適合性確認（申請手数料） 二、第三項の規定による保管製造所の医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査	一三、三〇〇円
法第十四条第十五項及び省令第八十条第二項第五号の規定による処方箋医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	（略）	（略）
法第十四条第十五項及び省令第八十条第二項第五号の規定による日本薬局方に収められている医薬品の一部変更の承認事項の申請に対する審査	日本薬局方に収められている医薬品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料	二一、四〇〇円
法第十四条第十五項及び省令第八十条第二項第五号の規定によるその他の医薬品の承認事項の申請に対する審査	その他の医薬品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料	三五、〇〇〇円

法第十四条第十三項及び省令第八十条第二項第五号の規定による日本薬局方に収められている医薬品の一部変更の承認事項の申請に対する審査	（略）	（略）
法第十四条第十三項及び省令第八十条第二項第五号の規定による日本薬局方に収められている医薬品の一部変更の承認事項の申請に対する審査	日本薬局方に収められている医薬品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料	二一、三〇〇円
法第十四条第十三項及び省令第八十条第二項第五号の規定によるその他の医薬品の承認事項の申請に対する審査	その他の医薬品製造販売承認事項の一部変更の承認申請手数料	三四、九〇〇円

申請に対する審査 法第十四条第十五項及び令第八十条第二項第五号の規定による医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)
法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第三号の規定による医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査	無菌医薬品区分適合性調査申請手数料	一二七、九〇〇円と一〇、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び三、〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第六号の規定による保管製造所の医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査	無菌医薬部外品区分適合性調査申請手数料	一〇四、〇〇〇円と一〇、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第五号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査	包装等医薬品区分適合性調査申請手数料	五五、二〇〇円と四、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第四号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査	一般医薬品区分適合性調査申請手数料	七二、八〇〇円と八、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び一、五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第三号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査	一般医薬部外	七二、八〇〇円

申請に対する審査 法第十四条第十三項及び令第八十条第二項第五号の規定による医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	(略)	(略)

法の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第四号の規定による医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査	品区分適合性調査申請手数料	と八、〇〇〇円 に調査に係る製造販売業者数及び一、〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第五号の規定による医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査	包装等医薬部外品区分適合性調査申請手数料	三九、三〇〇円 と四、〇〇〇円 に調査に係る製造販売業者数及び三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二條第六号の規定による保管製造所の医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査	保管製造所医薬部外品区分適合性調査申請手数料	三九、三〇〇円 と四、〇〇〇円 に調査に係る製造販売業者数及び三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
法第二十三条の二第一項の規定による第一種医療機器製造販売業の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業申請手数料	一五〇、〇〇〇円
法第二十三条の二第二項の規定による第二種医療機器製造販売業の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業申請手数料	一三一、八〇〇円
法第二十三条の二第三項の規定による第三種医療機器製造販売業の申請に対する審査	第三種医療機器製造販売業申請手数料	九五、二〇〇円
法第二十三条の二第一項の規定による体外診断用医薬品製造販売業の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業申請手数料	一三一、八〇〇円
法第二十三条の二第二項の規定による第一種医療機器製造販売業の申請に対する審査	(略)	(略)
法第二十三条の二第三項の規定による第二種医療機器製造販売業の申請に対する審査	(略)	(略)
法第二十三条の二第四項の規定による第三種医療機器製造販売業の申請に対する審査	(略)	(略)

法第二十三条の二第一項の規定による第一種医療機器製造販売業の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業申請手数料	一四九、八〇〇円
法第二十三条の二第二項の規定による第二種医療機器製造販売業の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業申請手数料	一三一、六〇〇円
法第二十三条の二第三項の規定による第三種医療機器製造販売業の申請に対する審査	第三種医療機器製造販売業申請手数料	九五、〇〇〇円
法第二十三条の二第一項の規定による体外診断用医薬品製造販売業の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業申請手数料	一三一、六〇〇円
法第二十三条の二第二項の規定による第一種医療機器製造販売業の申請に対する審査	(略)	(略)
法第二十三条の二第三項の規定による第二種医療機器製造販売業の申請に対する審査	(略)	(略)
法第二十三条の二第四項の規定による第三種医療機器製造販売業の申請に対する審査	(略)	(略)



申請に対する審査	法第八十条第一項の 規定による輸出用の 医薬品を製造しよう とする場合の保管製 造所の適合性調査の 申請に対する審査	輸出用保管製 造所医薬品適 手数料（製造 をしようとし るとき）	一六、六〇〇円
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十五条第 一項第三号の規定に よる輸出用の医薬品 の製造の開始後の適 合性調査の申請に対 する審査	輸出用無菌医 薬品（体外診 断用医薬品を 除く。）適合 性調査申請手 数料（製造の 開始後）	一二七、九〇〇 円と三、〇〇〇 円に調査に係る 品目数を乗じて 得た額との合計 額
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十五条第 一項第四号の規定に よる輸出用の医薬品 の製造の開始後の適 合性調査の申請に対 する審査	輸出用一般医 薬品（体外診 断用医薬品を 除く。）適合 性調査申請手 数料（製造の 開始後）	一〇四、〇〇〇 円と一、五〇〇 円に調査に係る 品目数を乗じて 得た額との合計 額
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十五条第 一項第五号の規定に よる輸出用の医薬品 の製造の開始後の適 合性調査の申請に対 する審査	輸出用包装等 医薬品適合性 調査申請手数 料（製造の開 始後）	五五、二〇〇円 と五〇〇円に調 査に係る品目数 を乗じて得た額 との合計額
申請に対する審査	法第八十条第一項の 規定による輸出用の 医薬品の製造の開始 後の保管製造所の適 合性調査の申請に対 する審査	輸出用保管製 造所医薬品適 合性調査申請 手数料（製造 の開始後）	五五、二〇〇円 と五〇〇円に調 査に係る品目数 を乗じて得た額 との合計額
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十五条第 二項第一号の規定に よる輸出用の医薬部 品を製造しようとし る場合の適合性調 査の申請に対する審 査	輸出用無菌医 薬部外品適合 性調査申請手 数料（製造を しようとする とき）	四八、八〇〇円
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十五条第 二項第三号の規定に よる輸出用の医薬部 品を製造しようとし る場合の適合性調 査の申請に対する審 査	(略)	(略)
申請に対する審査	法第八十条第一項の 規定による輸出用の 医薬部外品を製造し ようとする場合の保 管製造所の適合性調 査の申請に対する審 査	輸出用保管製 造所医薬部外 品適合性調査 申請手数料（ 製造をしよう とするとき）	一三、三〇〇円

申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十六条第 一項第三号の規定に よる輸出用の医薬部 品を製造しようとし る場合の適合性調 査の申請に対する審 査	輸出用無菌医 薬品（体外診 断用医薬品を 除く。）適合 性調査申請手 数料（製造の 開始後）	一〇四、〇〇〇 円と二、一〇〇 円に調査に係る 品目数を乗じて 得た額との合計 額
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十六条第 一項第四号の規定に よる輸出用の医薬部 品を製造しようとし る場合の適合性調 査の申請に対する審 査	輸出用一般医 薬品（体外診 断用医薬品を 除く。）適合 性調査申請手 数料（製造の 開始後）	七二、八〇〇円 と一、〇〇〇円 に調査に係る品 目数を乗じて得 た額との合計額
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十六条第 一項第五号の規定に よる輸出用の医薬部 品を製造しようとし る場合の適合性調 査の申請に対する審 査	輸出用包装等 医薬品適合性 調査申請手数 料（製造の開 始後）	三九、二〇〇円 と三〇〇円に調 査に係る品目数 を乗じて得た額 との合計額
申請に対する審査	法第八十条第一項の 規定による輸出用の 医薬品の製造の開始 後の保管製造所の適 合性調査の申請に対 する審査	輸出用保管製 造所医薬品適 合性調査申請 手数料（製造 の開始後）	四八、七〇〇円
申請に対する審査	法第八十条第一項及 び省令第二十六条第 二項第一号の規定に よる輸出用の医薬部 品を製造しようとし る場合の適合性調 査の申請に対する審 査	(略)	(略)
申請に対する審査	法第八十条第一項の 規定による輸出用の 医薬部外品を製造し ようとする場合の保 管製造所の適合性調 査の申請に対する審 査	輸出用保管製 造所医薬部外 品適合性調査 申請手数料（ 製造をしよう とするとき）	一三、二〇〇円

査	法第八十条第一項及び省令第二十五条第二項第一号の規定による輸出の医薬部外品の製造の開始後の適合性調査の申請に対する審査	輸出用無菌医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）	一〇四、一〇〇円と二、一〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
	法第八十条第一項及び省令第二十五条第二項第二号の規定による輸出の医薬部外品の製造の開始後の適合性調査の申請に対する審査	輸出用一般医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）	七二、九〇〇円と一、〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
	法第八十条第一項及び省令第二十五条第二項第三号の規定による輸出の医薬部外品の製造の開始後の適合性調査の申請に対する審査	輸出用包装等医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）	三九、三〇〇円と三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
	法第八十条第一項の規定による輸出の造所医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）の適合性調査の申請に対する審査	輸出用包装等医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）	三九、三〇〇円と三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
	令第十三条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可証の再交付	（略）	（略）
	令第十六条の四第一項の規定による医薬部外品又は化粧品製造所の登録証の書換え交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造所の登録証の書換え交付手数料	二、〇〇〇円
	令第十六条の五第一項の規定による医薬部外品又は化粧品製造所の登録証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品製造所の登録証の再交付手数料	二、九〇〇円
	令第二十六条の四第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認書の書換え交付	医薬品又は医薬部外品の基準確認書の書換え交付手数料	二、〇〇〇円
	令第二十六条の五第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付	医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付手数料	二、九〇〇円
（略）	（略）	（略）	（略）
	法第八十条第一項及び省令第二十六条第二項第一号の規定による輸出の医薬部外品の製造の開始後の適合性調査の申請に対する審査	輸出用無菌医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）	一〇四、〇〇〇円と二、一〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
	法第八十条第一項及び省令第二十六条第二項第二号の規定による輸出の医薬部外品の製造の開始後の適合性調査の申請に対する審査	輸出用一般医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）	七二、八〇〇円と一、〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
	法第八十条第一項の規定による輸出の造所医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）の適合性調査の申請に対する審査	輸出用包装等医薬部外品適合性調査申請手続料（製造の開始後）	三九、二〇〇円と三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額
	令第十三条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品製造業の許可証の再交付	（略）	（略）
	令第十六条の四第一項の規定による医薬部外品又は化粧品製造所の登録証の書換え交付	（略）	（略）
	令第十六条の五第一項の規定による医薬部外品又は化粧品製造所の登録証の再交付	（略）	（略）
	令第二十六条の四第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認書の書換え交付	（略）	（略）
	令第二十六条の五第一項の規定による医薬品又は医薬部外品の基準確認証の再交付	（略）	（略）

（広島県港湾施設管理条例の一部改正）

第三条 広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

改正前

別表第二(第五条関係)

広島県港湾施設使用料(通常使用による場合)

国際拠点港湾及び重要港湾

施設	臨港交通	臨港道路	種類	単位	金額	摘要
			(略)	E T C システムを使用しない場合一台一回につき	一〇〇円	1・2 (略)
				普通車	一〇〇円	3 略) 駐車場は、知事が別に指定するものに限る。
				大型車	一五〇円	
				特大車	二〇〇円	
				E T C システムを使用する場合一台一回につき	五〇円	

別表第二(第五条関係)

広島県港湾施設使用料(通常使用による場合)

国際拠点港湾及び重要港湾

施設	臨港交通	臨港道路	種類	単位	金額	摘要
			(略)	E T C システムを使用しない場合一台一回につき	一〇〇円	3 略) 路線バスとは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第四條の規定による免許を受けて同法第三條第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が当該免許に係る路線を定期に運行している乗合型自動車という。
				普通車	一〇〇円	
				大型車	一五〇円	
				特大車	二〇〇円	
				E T C システムを使用する場合一台一回につき	九〇円	4) 駐車場は、知事が別に指定するものに限る。
				普通車	九〇円	
				大型車	一〇〇円	
				後午五時以後の間に限り	九〇円	
				後午五時以前	一〇〇円	
				前午九時以後の間に限り	一〇〇円	
				前午九時以前	九〇円	
				後午六時以後の間に限り	九〇円	
				後午六時以前	一〇〇円	
				前午〇時以後の間に限り	九〇円	
				前午〇時以前	一〇〇円	



法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
-----	-------	--------	----

2 第二条の規定の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第十二条第十項の規定に基づき行うことができる改正法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十三条の二の二第二項の規定による登録並びに改正法附則第十二条第十二項の規定に基づき行うことができる新法第十四条の二第一項及び第十四条の七の二第三項の規定による確認に係る申請に対する審査の手数料については、次表のとおり徴収する。

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条及び次項の規定 公布の日
  - 二 第二条の規定 令和三年八月一日
  - 三 第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、規則で定める日
- (経過措置)

附則

(施行期日)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	車 特大	車 大型	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	一〇〇円	八〇円	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	車 特大	車 大型	線バス	線バス	線バス	線バス
(略)	(略)	(略)	(略)	一六〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>法第十三条の二の二第一項の規定による医薬品の保管製造所（保管のみを行う製造所をいう。以下この項において同じ。）の登録の申請に対する審査</p>	<p>医薬品保管製造所 登録申請手数料</p>	<p>三八、一〇〇円</p>
<p>法第十三条の二の二第一項の規定による医薬部外品の保管製造所の登録の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品保管製造所登録申請手数料</p>	<p>三一、二〇〇円</p>
<p>法第十三条の二の二第一項の規定による化粧品品の保管製造所の登録の申請に対する審査</p>	<p>化粧品保管製造所登録申請手数料</p>	<p>三一、二〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項及び省令第二十五条第一項第三号の規定による医薬品の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>無菌医薬品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき）</p>	<p>七〇、一〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項及び省令第二十五条第一項第四号の規定による医薬品の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>一般医薬品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき）</p>	<p>三六、五〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項及び省令第二十五条第一項第五号の規定による医薬品の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>包装等医薬品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき）</p>	<p>一六、六〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項及び省令第二十五条第二項第一号の規定による医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>保管製造所医薬品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき）</p>	<p>一六、六〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項及び省令第二十五条第二項第二号の規定による医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>無菌医薬部外品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき）</p>	<p>四八、八〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項及び省令第二十五条第二項第二号の規定による医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>一般医薬部外品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき）</p>	<p>二八、七〇〇円</p>
<p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項及び省令第二十五条第二項第三号の規定による医薬部外品の適合性確認の申請に対する</p>	<p>包装等医薬部外品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき）</p>	<p>一三、三〇〇円</p>

<p>審査</p> <p>法第十四条第一項の承認の取得後における法第十四条の七の二第三項の規定による保管製造所の医薬部外品の適合性確認の申請に対する審査</p>	<p>保管製造所医薬部外品適合性確認申請手数料（変更計画に係る確認を受けようとするとき</p>	<p>一三、三〇〇円</p>
<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二条第三号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>無菌医薬品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>一二七、九〇〇円と一〇、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び三〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二条第四号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>一般医薬品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>七二、八〇〇円と八、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び一、五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二条第五号の規定による医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>包装等医薬品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>五五、二〇〇円と四、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二条第六号の規定による保管製造所の医薬品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>保管製造所医薬品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>五五、二〇〇円と四、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び五〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二条第三号の規定による医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>無菌医薬部外品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>一〇四、〇〇〇円と一〇、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び二〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>

<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二条第四号の規定による医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>一般医薬部外品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>額 七二、八〇〇円と八、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び一、〇〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二条第五号の規定による医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>包装等医薬部外品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>三九、三〇〇円と四、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第十四条の二第一項の規定による確認を受けようとする場合における同条第二項及び区分省令第二条第六号の規定による保管製造所の医薬部外品の区分適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>保管製造所医薬部外品区分適合性調査申請手数料</p>	<p>三九、三〇〇円と四、〇〇〇円に調査に係る製造販売業者数及び三〇〇円に調査に係る品目数を乗じて得た額との合計額</p>

(提案理由)

動物用生物学的製剤管理手数料の新設など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第六十四号議案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条

例の一部を改正する条例案

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条

例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成二十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出資法人の範囲)                      第二条 (略)                      一九 (略)</p>	<p>(出資法人の範囲)                      第二条 (略)                      一九 (略)                      十 広島空港ビルディング株式会社                      十一 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

県が保有する株式の譲渡に伴い、広島空港ビルディング株式会社を知事の調査等の対象から除くため、この条例案を提出する。

県第六十五号議案

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例案

広島県税条例及び広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十三条 知事は、県又は他の都道府県の区域の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き、当該理由がやんだ日から二月以内に限り、地域及び期日を指定して、当該期限を延長するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収税額) 第四十三条の六 (略)</p> <p>一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条の規定による申告書(以下この条において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第四十三条の三及び第四十三条の四の規定を適用して計算した税額</p> <p>2 (略) 二 (略)</p>	<p>第二十三条 知事は、県内の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き、当該理由がやんだ日から二月以内に限り、地域及び期日を指定して、当該期限を延長するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別徴収税額) 第四十三条の六 (略)</p> <p>一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条の規定による申告書(以下本条において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合、その支払う退職手当等の金額について第四十三条の三及び第四十三条の四の規定を適用して計算した税額</p> <p>2 (略) 二 (略)</p>



(不動産取得税の納税義務者等)

第五十六条 (略)

2-9 (略)

10 (略)

一五 (略)

六 家屋の取得者の住所及び氏名又は名称並びにそれぞれの者が取得した部分の価額

七 (略)

11-13 (略)

附則

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)次項及び附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

21 所得割の納税義務者が前年分の所得税につ

き新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項及び第三項並びに附則第六条の四の三第三項の規定の適用については、附則第六条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第六条の四の三第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等(以下この条において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第一項に規定する金額は附則第十一条の二第四第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、

(不動産取得税の納税義務者等)

第五十六条 (略)

2-9 (略)

10 (略)

一五 (略)

六 家屋の取得者の住所及び氏名又は名称並びにそれぞれの者が取得した部分の価額並びにこれを承諾する旨のなつ印

七 (略)

11-13 (略)

附則

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六条の四の四 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第五号)附則第七条の四において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。附則第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等(以下この条において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この条において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第十八条の二第二項に規定する金額は附則第十一条の二

前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

の四第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(株式等譲渡所得割の申告納入等) 第四十六条の十九 (略)</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿記載及び保存の義務) 第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、規則で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の備付け及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもつて第一項の備付け及び前項の保存に代えることができる。</p>	<p>(株式等譲渡所得割の申告納入等) 第四十六条の十九 (略)</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(株式等譲渡所得割の申告納入等) 第四十六条の十九 (略)</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。</p> <p>(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿記載及び保存の義務) 第八十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、規則で定めるところにより知事の承認を受けた第一項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の備付け及び当該電磁的記録又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。)の保存をもつて第一項の備付け及び前項の保存に代えることができる。</p>

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）及び特定卸供給事業（同号に規定する特定卸供給事業をいう。以下この節において同じ。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2-4（略）</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節において同じ。）及び発電事業等（同号に規定する発電事業等をいう。以下この節において同じ。）次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2-4（略）</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>4（略）</p>
<p>改正後</p> <p>（個人の県民税に係る扶養親族申告書）</p> <p>第三十九条の五（略）</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>（個人の県民税に係る扶養親族申告書）</p> <p>第三十九条の五（略）</p> <p>2 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける法第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この項において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この項において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、法第三百七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p>

第四条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)  
 第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から附則第十一条の二まで、附則第十一条の二の四から附則第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにおいて「前年」という。）の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

附則  
 (個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)  
 第四条の二 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条から附則第五条の二まで、附則第五条の四から附則第十一条の二まで、附則第十一条の二の四から附則第十一条の二の八まで及び附則第十二条の二から第十三条の二の二までにおいて「前年」という。）の所得について第三十五条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合）以下である者に対しては、第三十四条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割（第四十三条の二の規定により課する所得割を除く。）を課さない。

（広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正）

第五条 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(帳簿等の保存義務)            第二十一条 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入について、次に掲げる事項を記載した帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）又は電子計算機出力マイクログフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクログフィルムをいう。）を含む。）を、第九条第一項若しくは第二項に規定する納入申告書の提出期限又は第十四条第一項若しくは第二項に規定する納付申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならぬ。</p>	<p>(帳簿等の保存義務)            第二十一条 特別徴収義務者等は、産業廃棄物の最終処分のための最終処分場への搬入について、次に掲げる事項を記載した帳簿（規則で定めるところにより知事の承認を受けた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）又は電子計算機出力マイクログフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクログフィルムをいう。）を含む。）を、第九条第一項若しくは第二項に規定する納入申告書の提出期限又は第十四条第一項若しくは第二項に規定する納付申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならぬ。</p>

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第五条並びに附則第三条及び第六条の規定 令和四年一月一日
- 二 第三条及び附則第五条の規定 令和四年四月一日
- 三 第四条及び附則第四条の規定 令和六年一月一日

## (県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の二の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の広島県税条例第四十六条の十九第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

第四条 第四条の規定による改正後の広島県税条例第三十九条の五第二項及び附則第四条の二第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

## (事業税に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の広島県税条例第四十七条第一項並びに第五十条第二項及び第三項の規定は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税及び産業廃棄物埋立税の特別徴収義務者の帳簿の保存の義務等に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正後の広島県税条例第八十八条第三項の規定及び第五条の規定による改正後の広島県産業廃棄物埋立税条例第二十一条の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する帳簿について適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、個人の県民税、法人の事業税、ゴルフ場利用税及び産業廃棄物埋立税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出する。

県第六十六号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例案  
 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例等の一部を改正する条例

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (略)	事務	第二条 (略)	事務
市町	(略)	市町	(略)
十六 (略) (1)―(7) (略) (8) 法第六十九条第二項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問(配置販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。(9)、(11)から(16)まで及び(19)から(24)までにおいて同じ。) (9)―(11) (略) (12) 法第七十二条の二の二の規定による措置命令 (13)―(16) (略) (17) 法第七十六条の規定による許可の更新の拒否に係る通知及び弁明等の機会の付与(1)に規定する許可に係るものに限る。(18)において同じ。) (18)―(27) (略)	十六 (略) (1)―(7) (略) (8) 法第六十九条第二項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問(配置販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。(9)、(11)から(15)まで及び(18)から(23)までにおいて同じ。) (9)―(11) (略)		
三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、	三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、第四号の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、		

第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(32)、(36)及び(38)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)

第四号の六(7)、第五号(7)、第六号(3)、第七号(10)から(13)まで、(15)、(16)、(49)、(52)、(54)、(55)及び(61)、第八号の三(80)、第八号の四(4)及び(9)、第八号の六(9)、第八号の七(8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二(2)、(3)、(8)、(15)、(23)、(26)、(29)、(36)、(49)、(50)、(59)、(63)及び(70)、第九号の三(2)、第九号の四(6)、(8)及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39)（勧告を除く。）、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(16)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(32)、(36)及び(38)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)（勧告を除く。）、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

(略)



(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)  
 第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例(令和三年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。  
 第三条中、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (略)	第二条 (略)	第二条 (略)	第二条 (略)
事務	市町	事務	市町
(略)	(略)	(略)	(略)
三十五 (略) 第二号(9)、10、17、24及び25、 第三号(11)、18、19、22及び26、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の 三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第 四号の三(5)から(7)まで、第四号 の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、第五号(7)、第六 号(3)、第七号(10)から(13)まで、 15、 16、49、52、54、55及び61、第 八号の三(80)、第八号の四(4)及び (9)、第八号の六(9)、第八号の七 (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二 (2)、(3)、(8)、(15)、23、26、29、 36、49、50、59、63及び(70)、第 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8) 及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、 13及び14、第九号の五の二(8)及 び(10)から(13)まで、第九号の六(13) から(16)まで、第九号の六の二(22)、 24、26及び(35)から(38)まで、第十 号(3)、(6)、(7)、(11)、15、26、32、 34、38、39(勧告を除く。)、 40、44、48及び(49)、第十一号の 二(4)、第十一号の四(15)、第十一 号の四の二(32)から(36)まで、第十 一号の五(8)、第十二号(4)、第十 二号の二(38)、39、45、46、50、 51、54、57及び58、第十四号(6)、 第十四号の二(9)、第十四号の二 の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、 第十五号(4)、第十五号の二(6)、 (7)及び(9)、第十六号(10)から(16)ま で、第十六号の二(14)から(17)まで 及び(23)、第十六号の三(14)、15、 17、25及び(26)、第十七号の二(5)、 (7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、 (8)、(10)、14、15、22、26、27、 31)、32)、33)、37)及び(39)、第十八 号(28)、第十九号の二(2)、(3)、49、 (50)、53、66、67、68、72、73、 (76)、79、80、87及び88)、第十九	(略)	三十五 (略) 第二号(9)、10、17、24及び25、 第三号(11)、18、19、22及び26、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の 三(4)、第四号の二(5)及び(6)、第 四号の三(5)から(7)まで、第四号 の四(5)、第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、第五号(7)、第六 号(3)、第七号(10)から(13)まで、 15、 16、49、52、54、55及び61、第 八号の三(80)、第八号の四(4)及び (9)、第八号の六(9)、第八号の七 (8)、(9)、(12)及び(13)、第九号の二 (2)、(3)、(8)、(15)、23、26、29、 36、49、50、59、63及び(70)、第 九号の三(2)、第九号の四(6)、(8) 及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、 13及び14、第九号の五の二(8)及 び(10)から(13)まで、第九号の六(13) から(16)まで、第九号の六の二(22)、 24、26及び(35)から(38)まで、第十 号(3)、(6)、(7)、(11)、15、26、32、 34、38、39(勧告を除く。)、 40、44、48及び(49)、第十一号の 二(4)、第十一号の四(15)、第十一 号の四の二(32)から(36)まで、第十 一号の五(8)、第十二号(4)、第十 二号の二(38)、39、45、46、50、 51、54、57及び58、第十四号(6)、 第十四号の二(9)、第十四号の二 の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、 第十五号(4)、第十五号の二(6)、 (7)及び(9)、第十六号(10)から(15)ま で、第十六号の二(14)から(17)まで 及び(23)、第十六号の三(14)、15、 17、25及び(26)、第十七号の二(5)、 (7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、 (8)、(10)、14、15、22、26、27、 31)、32)、33)、37)及び(39)、第十八 号(28)、第十九号の二(2)、(3)、49、 (50)、53、66、67、68、72、73、 (76)、79、80、87及び88)、第十九	(略)

号の四(1)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)(勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

号の四(1)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36)(勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第六十七号議案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条  
例案

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営  
に関する基準を定める条例等の一部を改正する条  
例

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第八十一条 (略) 2・3 (略) 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第一項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p>	<p>(職員) 第八十一条 (略) 2・3 (略) 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの設置者は、第一項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p>

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(従業者の員数)

(従業者の員数)

第六条 (略)

第六条 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

4 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

4 第一項から前項までの規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一一五 (略)

一一五 (略)

5 第一項第一号及び前二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第一項第一号及び前二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6―8 (略)

6―8 (略)

第七条 (略)

第七条 (略)

2―6 (略)

2―6 (略)

7 第一項第二号イ、第四項第一号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第一項第二号イ及び第四項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 (略)

8 (略)

(従業者の員数)

(従業者の員数)

第六十五条 (略)

第六十五条 (略)

2―4 (略)

2―4 (略)

5 第一項第一号及び前二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスの単位であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第二項第一号及び第二項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスの単位であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6―8 (略)

6―8 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第十七条の二 (略)

第十七条の二 (略)

(電磁的記録等)

第十七条の三 センターの設置者及びその職員

は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2| センターの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十五条の二（略）</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第十五条の三 福祉ホームの設置者及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情</p>	<p>第十五条の二（略）</p>

報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2) 福祉ホームの設置者及びその職員は、説明同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方がある場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができ。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)            第九十五條 第十條から第十三條まで、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條第二項、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十三條、第七十八條から第八十一條(第十号を除く。)            ( )まで、第八十二條及び第八十三條の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十一條」とあるのは「第九十五條第一項において準用する第八十一條」と、第十六條中「介護給付費」とあるのは「特別介護給付費又は特別訓練等給付費」と、第二十二條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九十五條第二項において準用する第七十四條第二項及び第三項、第九十五條第三項及び第五項において準用する第九十三條第二項及び第三項並びに第九十五條第四項において準用する第九十四條第三項及び第三項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第九十五條第二項において準用する第七十四條第二項及び第五項において準用する第九十五條第三項及び第五項において準用</p>	<p>(準用)            第九十五條 第十條から第十三條まで、第十五條から第十八條まで、第二十條、第二十三條第二項、第二十八條、第三十三條の二、第三十四條の二から第三十八條の二まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第七十三條、第七十八條から第八十一條(第十号を除く。)            ( )まで、第八十二條及び第八十三條の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十一條」とあるのは「第九十五條第一項において準用する第八十一條」と、第十六條中「介護給付費」とあるのは「特別介護給付費又は特別訓練等給付費」と、第二十二條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九十五條第二項において準用する第七十四條第二項及び第三項、第九十五條第三項及び第五項において準用する第九十三條第二項及び第三項並びに第九十五條第四項において準用する第九十四條第三項及び第三項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第九十五條第二項において準用する第七十四條第二項、第九十五條第三項及び第五項において準用</p>

する第百三十三条第二項並びに第百九十五条第四項において準用する第百四十三条第二項「と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

2-5 (略)

する第百三十三条第二項並びに第百九十五条第四項において準用する第百四十三条第二項「と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業者を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する前条」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2-5 (略)

（社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七条 (略)</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第十七条の二 婦人保護施設の設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>第十七条 (略)</p>

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部



を改正する条例の一部改正)

第七条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年広島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―13 (略)</p> <p>14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十一条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第七十一条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>15―20 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1―13 (略)</p> <p>14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十一条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第七十一条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>15―20 (略)</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、書面に代えて、電磁的記録により諸記録の作成等を行うことができることとするなど、関係条例の規定を整備するため、この条例案を提出する。

県第六十八号議案

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

広島県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

広島県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2（略） （令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還方法の特例）</p> <p>3  政令附則第二条の二第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十一年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「二で」とあるのは「六で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和六年度から令和十一年度まで」と読み替えるものとする。</p> <p>4  政令附則第二条の二第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「二で」とあるのは「九で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和六年度から令和十四年度まで」と読み替えるものとする。</p> <p>5  政令附則第二条の三第一項の規定により貸付金の償還期限が令和十四年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「二で」とあるのは「六で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十四年度まで」と読み替えるものとする。</p> <p>6  政令附則第二条の三第二項の規定により貸付金の償還期限が令和十七年度の末日とされた市町については、第七条第一号中「二で」とあるのは「九で」と、「次期計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十七年度まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>1・2（略）</p>

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(提案理由)

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正され、令和三年度から令和五年度まで及び令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還期限が延長されたことに伴い、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第六十九号議案

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の資格要件）                      第四条 保護施設（医療保護施設を除く。次条及び第六条第三項において同じ。）の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>第五条（略）</p> <p>（就業環境の整備）                      第五条の二 保護施設の設置者は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（業務継続計画の策定等）                      第五条の三 保護施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制</p>	<p>（職員の資格要件）                      第四条 保護施設（医療保護施設を除く。次条において同じ。）の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>第五条（略）</p>

で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 保護施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならぬ。

3| 保護施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（非常災害対策）  
 第六条（略）  
 2（略）  
 3| 保護施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）  
 第十条（略）  
 2 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一| 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二| 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三| 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

（非常災害対策）  
 第六条（略）  
 2（略）  
 第十条（略）  
 2 救護施設の設置者は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。  
 （業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第五条の三の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十条第二項(新条例第二十二條、第二十九條及び第三十六條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。



(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、感染症及び非常災害対策を強化するなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第七十号議案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（略）</p> <p><small>（災害等の場合の適用除外）</small></p> <p>第一条の二 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</p> <p><small>（歩道の設置）</small></p> <p>第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p><small>（歩道等及び自転車歩行者専用道路等の有効幅員）</small></p> <p>第四条 歩道の有効幅員（歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ）</p>	<p>第二条（略）</p> <p><small>（歩道の設置）</small></p> <p>第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p><small>（歩道等の有効幅員）</small></p> <p>第四条 歩道の有効幅員（歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、</p>

）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車の停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員又は道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十三号。以下「道路構造条例」という。）第四十五条の二第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路構造条例第十二条第三項に規定する歩道の幅員の値以上とするものとする。

2 (略)

3| 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第四十四条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4| 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第四十五条第一項に規定する幅員の値以上とするものとする。

5| 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道等及び自転車歩行者専用道路等の舗装）

第五条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（歩道等及び自転車歩行者専用道路等の勾配）

第六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入り用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。）を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二

路面電車の停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。以下同じ。）は、道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十三号。以下「道路構造条例」という。）第十二条第三項に規定する歩道の幅員の値以上とするものとする。

2 (略)

3| 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道等の舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（歩道等の勾配）

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部（車両の沿道への出入り用に供される歩道等の部分をいう。以下同じ。）を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

パーセント以下とすることができる。

第十二条 (エレベーターの基準)  
(略)

- 一 (略)
- 二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、籠の内法幅は百四十七センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。
- 三・四 (略)
- 五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。
- 六・七 (略)
- 八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- 九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- 十 十二 (略)
- 十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

第十三条 (立体横断施設の傾斜路の基準)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 十一 (略)

第三十二条 (略)

第三十三条 (旅客特定車両停留施設の通路の基準)

第三十三条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第一条第一号から第三号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに一以上の通路は、次に掲げる基準に適

できる。

第十二条 (エレベーターの基準)  
(略)

- 一 (略)
- 二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、籠の内法幅は百四十七センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。
- 三・四 (略)
- 五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- 六・七 (略)
- 八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- 九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- 十 十二 (略)
- 十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

第十三条 (立体横断施設の傾斜路の基準)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 十一 (略)

第三十二条 (略)

- 合するものとする。
- 一 有効幅員は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、五十メートル以内、ことに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を百二十センチメートル以上とすることができる。
  - 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。
    - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
    - 三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
  - 前項の一以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもつてこれに代えることができる。
  - 3) 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第三十五条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第三十六条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
  - 4) 旅客特定車両停留施設の通路は、次に掲げる基準に適合するものとする。
    - 一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
    - 二 段差を設ける場合は、当該段差は、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 踏面の端部の全体とその周囲の部分と色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。
    - ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

〔旅客特定車両停留施設の出入口の基準〕

第三十四条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。
- 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
  - イ 幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、八十センチメートル以上とすることができる。
  - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- 三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

〔旅客特定車両停留施設のエレベーターの基準〕

第三十五条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 籠の内法幅は百四十センチメートル以上とし、内法奥行きは百三十五センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
  - 二 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
  - 三 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第一号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。
- 2] 第十二条第五号から第十三号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。
- 3] 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

〔旅客特定車両停留施設の傾斜路の基準〕

第三十六条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、構造上の理由によりやむ

を得ない場合においては、この限りでない。

- 一 有効幅員は、百二十センチメートル以上とする。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。

- 二 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合には、十二パーセント以下とすることができる。

- 三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

- 2| 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たん度、滑りにくい仕上げとすること。

- 3| 第十三条第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

〔旅客特定車両停留施設の 에스카レーターの基準〕

第三十七条 移動等円滑化された通路に設ける 에스카レーターは、次に掲げる基準に適合するものとする。ただし、第三号及び第四号については、複数の 에스카レーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

- 一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

- 二 에스카レーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該 에스카レーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でない 에스カレーターにおいては、この限りでない。

- 三 階段の幅は、八十センチメートル以上とする。

- 四 階段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

- 2| 第十四条第二号から第五号までの規定は、移動等円滑化された通路に設ける 에스カレーターについて準用する。

- 3| 移動等円滑化された通路に設ける 에스カレーターには、当該 에스カレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

〔旅客特定車両停留施設の階段の基準〕

第三十八条 第十六条第二号から第八号まで、第十号及び第十一号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

（旅客特定車両停留施設の乗降場の基準）

第三十九条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

二 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

三 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

四 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。）第十一号第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）その他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

五 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（旅客特定車両停留施設の運行情報提供設備の基準）

第四十条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（旅客特定車両停留施設の便所の基準）

第四十一条 第三十条から第三十二条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第三十一条第一項第一号中「第二十五条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第二十五条各号」と読み替えるものとする。

（旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所、待合所及び案内所の基準）

第四十二条 乗車券等販売所を設ける場合は、



そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第二十三条第一項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合すること。  
イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

三 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2) 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3) 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(旅客特定車両停留施設の券売機の基準)

第四十三条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(案内標識)

第四十四条 (略)

(案内標識)  
第二十三条 (略)

3) 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所待合所、案内所若しくは休憩設備(第五項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4) 前項の案内標識は、日本産業規格Z八二二〇に適合するものとする。

5) 公共用通路に直接通じる出入口の付近には、

移動等円滑化のための主要な設備（第三十三  
条第三項前段の規定により昇降機を設けない  
場合にあつては、同項前段に規定する他の施  
設のエレベーターを含む。以下この条におい  
て同じ。）の配置を表示した案内板その他の  
設備を設けるものとする。ただし、移動等円  
滑化のための主要な設備の配置を容易に視認  
できる場合は、この限りでない。

6| 公共用通路に直接通じる出入口の付近その  
他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の  
構造及び主要な設備の配置を音、点字その他  
の方法により視覚障害者に示すための設備を  
設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）  
第四十五条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、  
立体横断施設の通路、乗合自動車の停留所、  
路面電車の停留場の乗降場並びに自動車駐車  
場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視  
覚障害者の移動等円滑化のために必要である  
と認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロ  
ックを設けるものとする。

2| 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロッ  
クが設けられた旅客特定車両停留施設の通路  
と第十二条第十一号の基準に適合する乗降口  
に設ける制御装置、前条第六項の規定により  
設けられる設備（音によるものを除く。）、  
便所の出入口及び第四十二条の基準に適合す  
る乗車券等販売所との間の経路を構成する通  
路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック  
を敷設するものとする。ただし、視覚障害者  
の誘導を行う者が常駐する二以上の設備があ  
る場合であつて、当該二以上の設備間の誘導  
が適切に実施されるときは、当該二以上の設  
備間の経路を構成する通路については、この  
限りでない。

3| 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及び  
エスカレーターの上端及び下端に近接する通  
路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設す  
るものとする。

4| 5| （略）

（休憩施設）  
第四十六条 歩道等又は自転車歩行者専用道路  
等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を  
設けるものとする。ただし、それらの機能を  
代替する施設が既に設置されている場合その  
他の特別の理由によりやむを得ない場合にお  
いては、この限りでない。

2| 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害

（視覚障害者誘導用ブロック）  
第三十四条 歩道等、立体横断施設の通路、乗  
合自動車の停留所、路面電車の停留場の乗降  
場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者  
の移動等円滑化のために必要であると認めら  
れる箇所に、高齢者、障害者等の移動等の円  
滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年  
政令第三百七十九号。以下「令」という。）  
第十一条第二号に規定する点状ブロック等及  
び令第二十一条第二項第一号に規定する線状  
ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設  
したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロッ  
ク」という。）を設けるものとする。

2| 3| （略）  
（休憩施設）  
第三十五条 歩道等には、適当な間隔でベンチ  
及びその上屋を設けるものとする。ただし、  
それらの機能を代替する施設が既に設置され  
ている場合その他の特別の理由によりやむを  
得ない場合においては、この限りでない。

者等の休憩の用に供する設備を一以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3| 前項の施設に優先席（主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

(照明施設)

第四十七条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第四十八条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

(照明施設)

第三十六条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車の停留所、路面電車の停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十七条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(提案理由)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部が改正されたことを踏まえ、旅客特定車両停留施設の構造基準に関する規定を設けるなど、必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

## 県第七十一号議案

### 広島県新動物愛護センター施設整備事業における 特定事業に係る契約の締結について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十二条の規定により、次のとおり広島県新動物愛護センター施設整備事業における特定事業に係る契約を締結することについて、県議会の議決を求める。

令和三年六月二十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 事業の内容

1 施設の設計及び建設業務（施設の建設後、県が所有権を取得）

2 施設の維持管理業務

#### 二 事業場所

三原市本郷町上北方字用倉山一―三五二番

#### 三 事業期間

議決の日から令和二十年三月三十一日まで

#### 四 契約金額

一、三〇一、〇四七、八八五円に物価変動及び業務実績等による増減額、当該増減額に係る消費税及び地方消費税相当額の増減額並びに金利変動による増減額を加算した額

#### 五 相手方

広島市西区横川町二丁目一〇番二一号

広島未来動物共生株式会社

(提案理由)

広島県新動物愛護センター施設整備事業における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七条の規定により選定した特定事業に係る動物愛護センター施設の買入予定価格が五億円以上であるため、県議会の議決を求める。

## 県第七十二号議案

### 財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会の議決を求める。

令和三年六月二十五日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 一 財産の表示

品 名 タミフルカプセル75

数 量 一〇、〇〇〇箱（一箱当たり一〇〇カプセル）

二 取得価格 一八六、二三〇、〇〇〇円

三 相手方 東京都北区浮間五丁目五番一号

中外製薬株式会社

(提案理由)

新型インフルエンザの汎流行に備え、治療に必要な医薬品を追加して備蓄するため、当該医薬品を買い入れようとするものであるが、当該医薬品の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。